

# 契約締結前の書面

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお客様にお渡しする書面です。)

**この書面をよくお読み下さい。**

商号：株式会社 ザイナスアセットマネジメント

住所：〒103-0027 東京都中央区日本橋3丁目5番13号 三義ビル8階 Tel. 03-3275-0881

金融商品取引業者：当社は、投資助言業を行う金融商品取引業者であり、登録番号は次のとおりです。

金融商品取引業者 登録番号：関東財務局長（金商） 第734号

## ○ 投資助言契約の概要

- ① 投資助言契約は、有価証券等の価値等の分析に基づく投資判断を、お客様に助言する契約です。
- ② 当社の助言に基づいて、お客様が投資を行った成果は、すべてお客様に帰属します。当社の助言は、お客様を拘束するものではなく、有価証券等の売買を強制するものではありません。売買の結果、お客様に損害が発生することがあっても、当社はこれを賠償する責任は負いません。
- ③ 当社を仲介してトレーダーズ証券に口座を開設したお客様が、当社の助言に基づいてトレーダーズ証券と取引した際に生じる委託手数料の内、10%は仲介料として当社に支払われることを申し添えておきます。但し仲介手数料率は、今後変更する可能性があります。

## ○ 報酬等について

### ① 投資助言契約による報酬

投資助言契約により国内の株式、株価指数先物の価値の分析に基づく投資判断に関し、次の会員区分に従い助言を行い、お客様から会員区分に基づいて助言報酬を頂きます。

会員区分	契約期間	報酬額	助言の方法等	
ベストチャンス銘柄	1回	27,000円	1回につき2~3銘柄の投資助言を行います。	
	3回	72,000円		
	12回	270,000円		
日経225先物 Venus 倶楽部	1ヵ月	40,000円	投資 助 言	日経225先物を対象にシステムトレードの 為の売買シグナルをメール配信します。
	3ヵ月	110,000円		
	6ヵ月	200,000円		
	1年	360,000円		

注：報酬額は、すべて消費税を含みます。

- ② その他の費用 — その他費用は特にかかりません。

## ○ 有価証券等に係るリスク

投資助言契約により助言する有価証券等についてのリスクは、次のとおりです。

### ① 株式

株価変動リスク：株価の変動により、投資元本を割り込むことがあります。また、株式発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込んだり、その全額を失うことがあります。

株式発行者の信用リスク：市場環境の変化、株式発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により売買に支障を来し、換金できないリスクがあります（流動性リスク）。この結果、投資元本を割り込むことがあります。

## ② デリバティブ取引等

信用取引や有価証券関連デリバティブ取引においては、委託した証拠金を担保として、証拠金を上回る多額の取引を行うことがありますので、上記の要因により生じた損失の額が証拠金の額を上回る（元本超過損が生じる）ことがあります。

信用取引の対象となっている株式等の発行者又は保証会社等の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、信用取引の対象となっている株式等の価格が変動し、委託証拠金を割り込むこと、又損失の額が委託証拠金の額を上回ることがあります。

## ○ クーリング・オフの適用

この投資助言契約は、クーリング・オフの対象になります。具体的な取扱いは次の通りです。

### (1) クーリング・オフ期間内の契約の解除

- ① お客様は、契約締結時の書面を受領した日から起算して10日を経過するまでの間、書面による意思表示で投資助言契約の解除を行うことができます。
- ② 契約の解除日は、お客様がその書面を発した日となります。
- ③ 契約の解除に伴う報酬の精算は、次の通りとなります。
  - ・ 投資助言契約に基づく助言を行っていない場合：投資助言契約締結のために通常要する費用（封筒代、通信費等）相当額を頂きます。
  - ・ 投資助言契約に基づく助言を行っている場合：日割り計算した報酬額（契約期間に対応する報酬額÷契約期間の総日数×契約締結時の書面を受け取った日から解除日までの日数。但し、社会通念上妥当であると認められる分のみ）を頂きます。この場合、契約期間に対応する報酬額を契約期間の総日数で除した金額について生じた1円未満の端数は切り捨てます。報酬の前払いがあるときは、これらの金額を差し引いた残額をお返し致します。契約解除に伴う損害賠償、違約金は頂きません。

### (2) クーリング・オフ期間経過後の契約の解除

- ① クーリング・オフ期間経過後は、契約を解除しようとする日の1ヵ月前までの書面による意思表示で契約を解除出来ます。契約解除の場合は、解除までの期間に相当する報酬額として日割り計算した額を頂きます。報酬の前払いがある時は、これらの金額を差し引いた残額をお返し致します。

## ○ 租税の概要

お客様が有価証券等を売買される際には、売買された有価証券等の税制が適用され、例えば株式売買に対する課税、有価証券等から得る配当、利子等への課税が発生します。

## ○ 投資助言契約の終了の事由

投資助言契約は、次の事由により終了します。

- ① 契約期間の満了（契約を更新する場合を除きます。）
- ② クーリング・オフ又はクーリング・オフ期間契約後において、お客様からの書面による契約の解除の申出があった時（詳しくは上記クーリング・オフの適用を参照下さい。）
- ③ 当社が、投資助言業を廃業した時

## ○ 苦情処理措置

- ① 当社は、金融商品取引業者に関する内閣府令（以下「金商業等府令」という。第115条の2第1項第2号に掲げる措置を特定投資助言・代理業務に関する苦情措置として講じ、加入している社団法人

人日本証券投資顧問業協会（以下「協会」という。）が金融商品取引法（以下「法」という。）第 78 条の 6 において準用する法第 77 条第 1 項の規定により苦情の解決により、金融商品取引業等業務関連苦情の処理を図る。

- ② 当社は、協会（協会の業務委託先を含む。以下この条及び次条において同じ。）の規則を遵守し、協会が行う苦情処理の手続きに従って、苦情の解決に努めるものとする。
- ③ 当社は、協会を通じて苦情の解決を図る旨、及び協会の連絡窓口を、法第 37 条の 3 に規定する契約締結前交付書面及び法第 47 条の 3 に規定する説明書類に記載するとともに、当社フロントの情報閲覧棚及びホームページに掲示その他の方法により、周知を図ることとする。

#### ○紛争解決措置

- ① 当社は、金商業等府令第 115 条の 2 第 2 項第 1 号に掲げる措置を特定投資助言・代理業務に関する紛争解決措置として講じ、加入している協会が法第 78 条の 7 において準用する法第 77 条の 2 第 1 項の規定により行う斡旋により紛争の解決を図る。
- ② 当社は、協会の規則を遵守し、協会が行う斡旋の手続きに従って、紛争の解決に努めるものとする。
- ③ 当社は、協会を通じて紛争の解決を図る旨、及び協会の連絡窓口を、法第 37 条の 3 に規定する契約締結前交付書面及び法第 47 条の 3 に規定する説明書類に記載するとともに、当社のフロントの情報閲覧棚及びホームページに掲示その他の方法により、周知を図ることとする。
- ④ 当社は、受け付けた紛争等について、その発生原因を分析・究明し、代表取締役及び社内関係部門にフィードバックするとともに、社内研修等を実施し、再発防止に努める。また、必要に応じて、社内体制の見直しも行う。

#### ○ 禁止事項

当社は、当社が行う投資助言業務に関して、次のことが法律で禁止されています。

- ① 顧客を相手方として又は顧客のために以下の行為を行うこと
  - 有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引
  - 有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理
  - 次に記載する取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理
    - ・取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引
    - ・外国金融市場における有価証券の売買又は外国市場デリバティブ取引
  - 店頭デリバティブ取引又はその媒介、取次ぎ若しくは代理
- ② 当社及び当社と密接な関係にある者が、如何なる名目によるかを問わず、顧客から金銭、有価証券の預託を受け、又は当社及び当社と密接な関係にある者に顧客の金銭、有価証券を預託させること
- ③ 顧客への金銭、有価証券の貸付け、又は顧客への第三者による金銭、有価証券の貸付けの媒介、取次ぎ、代理を行うこと

#### 会社の概要

- |             |   |
|-------------|---|
| 1. 資本金      | 1億5千万円  |
| 2. 役員の名     | 代表取締役 田丸 好江<br>取締役 小川 卓也<br>監査役 高嶋 誠  |
| 3. 主要株主     | 株式会社 ザイナス   |
| 4. 分析者・投資判断 | 田丸 好江(江部 好江)、佐藤 泰治  |
| 5. 助言者      | 田丸 好江(江部 好江)、佐藤 泰治  |
| 6. 当社への連絡方法 | 以下の電話番号、E メールアドレスにご連絡下さい。<br>電話番号：03-3275-0881 E メールアドレス：info@zainas-am.co.jp |

7. 当社が加入している金融商品取引業協会

当社は、社団法人日本証券投資助言業協会の会員であり、会員名簿を協会事務局で自由にご覧になれます。また、管轄の財務（支）局で、当社の登録簿を自由にご覧になれます。

8. 当社が行う業務

当社は、投資助言業を行っています。